

第4回吹田市公立保育所のあり方懇談会 議事要旨

開催日時：平成24年9月10日（月） 15：00～16：35

開催場所：吹田市立子育て青少年拠点 夢つながり未来館4階 多目的会議室3

出席者：《委員》

安藤座長、石田副座長、峯本委員、粉川委員、高委員、武内委員、立川委員、
長谷川委員、水木委員（敬称略）

《事務局》

北野こども育成室長、西村こども育成室保育課長、笹川こども育成室参事、
山本南保育園長、荒木のびのび子育てプラザ主幹

傍聴者：5人（傍聴希望者6名による抽選を行い5名に決定、抽選に外れた1名については、
懇談会委員の了解を得て別室にて音声のみの傍聴を実施）

次第：

開会

議題

1 今後の公立保育所のあり方について

2 その他

閉会

議事要旨：

前回の懇談会で意見を受けた保育料改定及び延長保育料の徴収の決定方針についての報告等

《事務局》 資料p.1～p.3について説明する。また、前回の懇談会で質問のあった公立幼稚園のあり方の検討経過に関しては、次回懇談会にて報告すると説明する。

《A委員》 前回出された内容と変わっていないが、これが最終決定なのか。

《事務局》 いただいたご意見を検討した結果、これでお願ひしたいということである。

《A委員》 現行D5階層の区分75,000円以上112,500円未満が、改正案では、区分75,000円以上103,000円未満と区分103,000円以上262,500円未満にまたがり、103,000円以上の世帯では、例えば、3歳未満児の保育料が31,400円から42,000円に10,600円上がる。D5階層は、年収で言えば275万円～300万円弱だと思うが、月々10,600円、年間13万円程度上がるのはかなり痛いのではないかと。以前の保育料懇談会においても高所得者層の保育料は上げるという話になっていたのだからよいのだが、D5階層はなだらかになってもよかったのではないかと。

B階層の説明はよくわからなかったのだが、北摂7市のうち、B階層から取っているのは3歳未満に限れば4市、3歳以上では5市ある。府内33市のうち10市は取っていないとのことだが、取ったとしても国と同様のやり方であり、おかしくないのではないかと。

《B委員》 保育料が上がり、延長保育料も設定されることで、二重で苦しい思いをさせるのではないかと。同時期に始めるのはいかがなものかと。

《事務局》 延長保育の利用は公立で400人程度と見込んでいる。2人以上いらっしゃる世帯の負担が生じるので、一定の配慮として、第2子がいらっしゃる世帯の第2子減免の改定は平成26年度に実施することとしている。

保育料は現行D10階層の上がり幅が最も大きい。多子減免の上がり幅を月額8,700円に1年

間据え置き、激変緩和の効果を出したい。「〔 〕」内の金額が1年目と2年目とで違う金額になっており、第2子以上については一定の配慮をしたということである。

《A委員》 低所得者層・中間層の世帯では、保育料が占める割合もかなり大きいと思う。高所得者層からたくさん取るのは構わないと思う。夫婦とも公務員なら1,400～1,500万円の収入がある家庭もあるだろうし、一方で、夫婦の片方が職探しをされている家庭もある。比較検討できない部分もあるが、中間層くらいが厳しいのではないかと思う。

《C委員》 自分も民間でずっと働いてきて、給料も多くなかった。保育料の改定は切実な問題である。自分が現役で働いていた時代だったらと置き換えて考えるとともに、娘が子どもを保育所に預けて働いている生活からみると、民間で働いている人でも高所得の方はいらっしやるが、低所得の方にとっては厳しいなあと実感として思う。

意見をいろいろ申し上げたが、結局変えないということを残念に思う。弱者に対する思いやりがあってもよいのではないかという気がした。

《事務局》 A階層・B階層の保育料をゼロにしているのと、D3階層以下は上がり幅をかなり抑えたつもりである。徴収総額が国基準の70%という目標はあるが、全体としてである。高所得者からはそれなりの高い割合で保育料をいただくことになるが、低所得者には40～50%までで抑えてきた。前回の保育料懇談会の答申も踏まえ、なだらかな傾斜で改正案を策定したことをご理解いただきたい。

《D委員》 保育料が急激に上がる階層もある。11月1日からの周知においては、疑問や問い合わせに対してしっかりと丁寧に対応していただきたい。場合によっては納付の分割など、制度を丁寧に説明していただけるようお願いしたい。

議題1 今後の公立保育所のあり方について

《座長》 これまでの懇談会の資料、事務局の説明、皆様の議論を踏まえて、公立保育所のあり方についてご意見を出していただくことになる。最終的には皆様のご意見を提言書としてまとめていくことになる。前回事務局から説明していただいた、公私立保育所の役割についてご意見をいただきたい。

《A委員》 公立保育所での障がい児、虐待児童の受け入れの割合はどれくらいか。民営化園が民営化前と同じく継続してきちんと受け入れてくれるのか。受け入れられなかった分は他の公立保育所に預けるのか。障がい児や虐待児童の割合が上がれば上がるほど、通常保育が難しくなるのではないか。

配置基準は、国で3歳児で1：20から1：15にすると言い始めている。吹田市は1：13である。私立保育所では1：20のところもある。初回の会議で申し上げたが、先生がたくさんいれば愛情がたくさん注がれるという考え方から言えば手厚いに越したことはない。その点も踏まえて検討していただきたい。

《E委員》 A委員から配置基準のご意見が出されたが、「配置の最低基準」という意味では私立も公立も同じである。公立の場合は「配置の最低基準」ではなく、職員の「労働条件」だと聞いている。配置基準を決める場合、子どもの目線で1歳児に対して4：1なのか、6：1なのかという議論と、「労働基準」という大人目線で4：1にする、13：1にするという議論は少し違うのではないかと思う。おっしゃるように、私立でも配置基準が多いに越した

ことはない。「最低基準」は公私ともに同じだが、「労働基準」として違うということをご認識いただきたい。

障がい児保育の問題は、私共でも何人か受け入れている。人数的に私立保育所で全部をカバーできているとは思っていないし、公立が多くを受け入れておられる。

あり方としては、公立・私立それぞれの障がい児保育のやり方を保護者が選択されるというのがよいのではないか。公立をすべて否定するのではなく、障がい児保育や虐待児童など要保護児童を保育されている点は、市の責任としてしっかりやっていただかないといけないと思う。だからと言って、私立はしないということでもない。

《F委員》 保育所の民営化は、吹田市に限らず近隣他市でも大きな流れになっている。自治体が財政難に瀕し、それを回避するべく一つの方法とされている。民間にできることは民間に任せ、民間の手の届かないところは公が行うという流れだと考えている。私立保育所では行き届かない・無理なところはどのようなところなのか。私立保育所でできているのであれば民間に任せられる。どの部分が民間に不足しているのかということだと思う。

公私のあり方、公立保育所のあり方ということだが、私の考え方は、民間にできることは民間に任せ、民間にどうしてもできないところは公が進めていくことだと思っている。

《C委員》 公立も民間も同じだと思っている。私立保育所で働いてきて、自分もそれなりの努力をしてきた。

先程労働条件とおっしゃったが、それは保育条件にもなると思う。より良い保育を受けられるようにするためには、公立も民間も同じ条件であっていいと思う。民間移管の目的が予算の削減だけなら、迷惑を受けるのは親であり、子どもである。また、民間にとっても迷惑な話である。

子どもの幸せを本当に考える意味では、条件を下げてほしくないし、民間でも子どもたちに手厚い保護が行き渡るようにしていただきたい。子どもは守られるべき存在であり、公立も民間も果たす役割は同じである。条件を下げるというのは、それでよいのかと残念に思う。

公立の果たしてきた役割は十分に知っている。地域に根ざし、大切に子育て支援を進めてこられたし、それを今後も続けていただきたい。民間は民間の特徴として、子どもたちにとってよい保育を目指してこられたし、それが分断されるやり方はやっていただきたくないと感じている。

《D委員》 事業内容として、私立でできないことはどんなものがあるのかが疑問である。

《E委員》 「できないこと」ではない。障がい児保育など特殊で高度な知識を要することは、公立のほうが横の連携において秀でている。保健師がいらっしゃる、子育て支援室、保育課などに専門の人もいらっしゃるなど、要保護児童に関する部署が庁内にある。私立は対外的に連絡を取って横のつながりをもつことになるので、そういう意味では、タイムラグ、やりにくさがある。

《F委員》 幼稚園でも同じである。いろんな子どもがいて、その子どもの育ちのためにどういう手立てを講じるかというとき、公私を問わず、必要な機能を存分に生かすべきだし、それは公私協力してやっていくべきものだと思う。

《E委員》 吹田市の公立に限っては、産休明けから受け入れておられるし、保育所は12時間開所をされている。民間委託することで事業内容が大きく変わることがないという点が難しい。たとえば他市なら、5か月児以下は預かれなかったのが8週目から預かれる、開所時間

が6時半までだったのが7時まででできるといった民間委託によるメリットがあった。吹田市はすべての事業項目をするというように努力をされているので、これができる・できないという部分がないのかなと思う。

あり方懇談会が発足した経緯が、基本的には予算ありきということであり、その点しか住民に説明できないというのが、我々受ける側としても難しい部分である。そこをはっきりしていただきたい。公立から私立になって事業が増えたのかという説明しにくい。

《座長》 事業内容という場合、今のメニューだけでなく今後のメニューとして何をするかを考えるべきである。たとえば、夜の7時から朝の9時まで預かる、それを現在どこがやっているか。国が示したメニューだけに限った議論だけでよいのか。

在宅の子どもには子育て支援を行っているという話ではなく、在宅の子どもが行ける保育所をつくるのも一つである。公立も民間も同じことをやっているというだけでなく、今後公立はどういうメニューをしていく必要があるのか、ある意味ではメニューチェックもしないといけないし、そういうことを組み入れて検討しないといけない。国が示していないからやっていないということでもいいのか。

できるかできないかはわからないが、懇談会の提言書としては、書いてもよいのではないのか。

《E委員》 そういう意味では、民間は何か事業をするときの機動力がある。一方、量の拡大は公立では一斉にするので、量の拡大は公立のメリットである。民間はすべての法人が一斉に同じことをすることはできないが、個々が新たなことをするという機動力はある。

私共では学童保育を行っているが、朝の登校時間前にも行っている。小学校は8時までに登校してはいけないのだが、保護者から登校時間までどうして過ごせばよいかという相談を受け、登校時間までの児童を受け入れている。少なくとも入学後すぐにカギっ子になるのではなく、保育所に一旦登園してから学校へ登校するというのを、学校に慣れてくる夏頃まで行っている。また、夜7時まで預かる学童保育も行っている。

特色ある保育とまでは言えなくても、ニーズに対する即効性は、私共だけでなく、地域のニーズに応じてそれぞれの法人で発揮されていると思う。

《G委員》 吹田市の公立保育所はフルメニューでされているとのことだが、民営化園では民営化によるメニューの低下が懸念されないか。

《E委員》 現行のメニューの継続はあると思う。

《G委員》 経済的理由で民営化する場合、実質的なメニューが減る・低下するという懸念がある。それがいいことを前提の民営化議論にしないといけない。メニューが実質的に維持されるかどうかをどのようにモニタリングするかは民営化の条件としてあるだろうし、継続的にどうモニタリングするかということもある。そういう意味では、民営化園と既存の私立保育所との違いが当然あるだろうし、その違いをしっかりと押さえる必要があると思う。

《E委員》 たとえば、開所時間は7時から7時という条件ありきで委託するのだと思う。保育メニューは減ることはまずないと思う。ただ、先程から指摘されている配置基準が4：1か6：1というのは保育メニューではないので変わることがあり、その問題が一番大きい。ダブルスタンダードではなく、我々としても4：1にさせていただけると本当に有り難い。

今保育で問題になっているのは保育士の不足である。一時、介護職の不足問題があったが、今回の子ども・子育て3法案の中でも0.7兆円を処遇改善に充てるとある。そういう対策に

よって保育士が安心して働ける財源を確保していただくことが、保育をしっかりとものにしていくことにつながる。ダブルスタンダード・トリプルスタンダードは、本来はよくない。

メニューや細かい内容はきちんと継続されるだろうが、障がい児保育など専門的な知識を持った人間がいろんなかたちで連携をとれるかという心配はある。

《A委員》 公立保育所の経験しかない保護者の立場で申し上げると、4：1が6：1でも問題ないと思うのだが、散歩のときに4：1が6：1であることのリスクを感じるので、配置が多いに越したことはない。それは発達保障の問題にもつながる。散歩に行けないならリトミックをするということはされていると思うが、公立から民間になるとすぐになじまないのではないかと思う。

《E委員》 保育内容はそれぞれの園で違いがある。私立も保育課程をしっかりと持ち、子どもの発達をみながら保育の狙いと内容を考えている。そのもとで散歩、リトミック、お遊戯といった具合に保育課程を組み立ててやっている。保育課程は利用される保護者に納得していただかないといけないし、我々もしっかりとアピールしていかないといけない。

心配されている散歩に連れて行けるかどうかは、ほとんどの私立ではフリーの保育士など、手が足りないときに流動的にお手伝いできる体制を取っている。私は1歳児しかみない、ということではなく、病欠のフォローに入るなどの体制を取っているので心配はいらない。

《座長》 ひと言で言えば、条件的には現状の保育を低下させない。しかし、注意しないといけないのは、公立のほうが私立よりも上だという先入観を持って議論してもよいのかどうかである。現状は、公立のほうが下の場合もあるので、一つひとつを保護者も含めて話しあって確認しないと、すべて公立がよいという先入観の話になってしまうと思う。事業者選定検討の委員会においては、原則的に現状を維持するという事になってくるのではないか。

《E委員》 心配なことがもう1つある。私立は個人の持ち物は個人負担である。お道具箱、体育着などは公立がどうなっているかわからないので事務局からお答えいただけないか。

《事務局》 それぞれ諸経費は徴収している。

《E委員》 たとえばお道具箱はどうなっているか。保育課程で必要ないなら必要ないと思うが、3歳児には自分の持ち物であることを認識させるために必要だという保育内容の場合には必要であり、個人負担をお願いしていくことになる。そのときに「それは聞いていない」という話になるとややこしいことになる。

《座長》 制服の有無も問題になる。公立はないが民間はある場合にどうするか。保護者が納得していただけるなら可能だろう。現状のままでやるということもあるだろうし、一つひとつ話しあいで決まることになる。

《E委員》 それも委託条件の中に入ってくると思う。保護者が「そういった費用を一切取るな」ということであれば、そういった保育しかできないし、園からの支給として貸し出すのであればそういった保育課程にしかなり得ない。お金を取るための保育ではなく、必要な保育のための経費として取ってもいいののかも委託条件に入ってくる。

《A委員》 先日、事業主体は社会福祉法人に限るのはどうかという意見も出たが、委託条件のハードルを上げすぎると社会福祉法人が手をあげず、最終的に企業になってしまうのではないか。

《E委員》 私立保育所では待機児童の問題がすごく問題になっている。待機児童が多い地域では企業が参入してきている。吹田市の私立が待機児童を減らすことが、株式会社の参入を

防ぎ、ひいては吹田の保育を守っていくことにつながると考えている。今、法的には株式会社の参入は認可されるので、拒む理由は難しい。

《F委員》 株式会社がいいという意味ではないが、民間のいいところは、いろんな新しいニーズを取り入れ、いろんな工夫をして多様なサービスが提供できる部分だと思う。

公立は公立としてのやり方で信頼を得てきた経緯はあるが、ある日事業主が替わる。新しい事業主が民間である限りは自らのやり方・考え方がある。それが民間の良さでもある。最初のうちは戸惑うこともあり、軋轢が生じることもあろうが、それが民間活力を導入することだと思うので、民間の良さ、民間活力はできるだけ尊重すべきである。

《事務局》 まだ第3回の議事要旨をお配りしていないのだが、これまでに今回民営化するのは5園程度とお示ししている。民営化される園の事業者の募集についてはこの場ではなく、事業者選定委員会を設けて決めることになる。社会福祉法人に限定する、あるいは、吹田市内・大阪府内の法人に限定するといったことはその事業者選定委員会でご議論いただく。株式会社やNPOも保育所を運営する事業者となりえるが、今のご議論に出ていることは、事業者選定委員会であらためてご議論いただく予定である。前回の懇談会では、大阪府内の民営化の状況と近隣市の民営化の状況をお示しし、その実態として、社会福祉法人や学校法人に移管されているところがほとんどだという事実をご説明させていただいた。

《F委員》 子ども・子育て3法はまだ詳しいことは出ていないが、大筋でここ数年のうちに施行されていくとすれば、先程の保育料一つをとってもお金の流れが変わってしまう。保育料が決まったとおっしゃったが、再来年ぐらいにはガラッと変わってしまうかも知れない。

民営化園の事業主体についても認可権限が替わってくることになっており、相当考え方が変わってくる。現状の保育所制度を前提としたあり方の議論になっているが、新法の中身は煮詰まっていないが、これを視野に入れて考えないといけない。

《C委員》 政府としては市町村の義務をなくし、児童福祉法24条を変えたかったのだが、それが現状では守られ、残ったことに対して希望を持ってやっていきたいと思っている。すごく悪く変わったというのではなく、まだ守られていると認識している。

《F委員》 当初案ではそこもオープンにするということだった。

《C委員》 それが残ったことで市町村が関与できる。保護者や保育所運営に携わってきた自分たちは保育所を守りたいという願いは同じであり、国によるこういうやり方は反対していきたいと思う。

《F委員》 子ども・子育て3法で選択肢が増えたことになる。公立・私立保育所だけでなく、無認可保育所、幼稚園、認定こども園によって選択肢を広げていこうという意図がみられる。

《A委員》 待機児のことだが、以前、F委員がご提案された空いている幼稚園の活用をどうするか。実際に子どもの人口はあと5年で10%、10年で20%減る。そんな中で保育所を増設し続けるのはナンセンスな話である。それこそちゃんと保育のプロジェクトチームをつくり、空いている幼稚園をどう生かしていくか、トータルの予算で考えたら整合性があると思う。品川では、ちゃんと待機児解消の取り組みがされており、そういうことを踏まえて考えないといけないのではないか。

《F委員》 必ずしも新しい施設をつくることだけが解決方法ではない。既存施設の活用・模様替え、一部の公立幼稚園でされているような学童保育としての利用もできないものか。

こうしたことは、直接、保育所の問題ではないのだが、大きく子育てという部分で関わっ

てくると思う。認定こども園は吹田市にはないが、近隣他市ではほとんどにある。吹田市ではこれをどう扱っていくのか。幼稚園が認定こども園になることも考えられるが、0～2歳はハードルが高い。3歳以上の認定こども園でも長時間保育、財源措置も踏まえて考えられるので、既存の認可保育所の待機児童対策に役立つのではないかと。

《G委員》 民営化においては、実質的に保育水準を下げない、委託条件にどういう項目を定めるかが具体的なレベルではポイントである。前提としては水準を下げないことが入るのだろうが、個々の委託条件として市が委託先に何を求め、それをどう定めるか。それをどこで議論するのか、この場もディスカッションの場だと思う。モニタリングをどういう体制でチェックするかも工夫が必要だと思う。

虐待防止ネットワークでの活動からお話をすると、虐待防止に関しては保育所が決定的な役割を担っている。要保護児童を継続的に発達保障できるし、保護者の子育て支援もできる。毎日子どもの状態をみられる場所があるのは、ものすごく意味があり、保育所がその役割を果たしている。虐待対応の保育枠の確保を公立保育所をお願いしているが、民営化によってどうなるか。地域的な偏在もあるので、子育て支援から言えばより身近なところにあることが望ましい。そうすると、私立も連携しながら役割を一定担ってもらえるかが重要となる。民営化によって保育枠の確保をお願いできる保育所が減るのは、今の時代状況からはあり得ない。先程障がい児の問題が指摘されたが、重要なポイントだと思う。

地域子育て支援センター事業としては、公立・私立ともに相談を担当している方は決まっているのか。

《E委員》 委託条件によると思う。地域開放、園庭開放が条件にあれば、それをできる法人が応募すると思うし、できなければ選定で落とされると思う。G委員がおっしゃった要保護児童の場合、何人かは私立に行っていると聞いており、モニタリングシートをしっかりと作成して必要な対応をしていただいている。

0歳児枠の確保は難しい。待機児の問題との関係においては0歳児枠を空けておくのか、今必要とされている方を入れるかは悩ましいところである。民間の場合、1人の0歳児枠を設けてお金が入ってこないのであれば1人入所させて保育したほうがよい。枠を確保することに対して外部から補助・助成があれば枠を確保することも可能になってくる。

《座長》 保育所の家庭的保育を幼稚園の空き部屋を借りて保育所が行っているところがある。幼稚園と保育園とを別々に議論する時代ではなく、どう活かしていくかをあり方として考えていかないといけないと思う。

保育料と延長保育料については、保育料が利用料というとらえられ方をされたとき、休園したときには返すことになるのか。このことは他分野ですでに出ている。休んだ子どもの保育料を払わなくてよいということになると、保育自体の維持に重大な影響を与えるのでそうならないことを望む。

《E委員》 保育士が現に配置されているのでそういうことにはならない。

《座長》 障がい者の通園施設は現にそうなっている。来ていなければ払わなくてよいということになってきているので、新法をよく監視しておく必要がある。

《A委員》 保育士が足りない中で、座長がおっしゃったように空き施設でやればよいのではないかとするのは大いに賛成だが、1つの事業をするためにどれだけの予算が確保され、人員に補助できるのか。今回の民営化で何千万円・何億円かが浮くことが、その全部を市に返

すのではなく、民営化園と既存私立保育所に対して金銭面での統一的な底上げに充てる。たとえば看護師。市は看護師の補助をしていると言うが、現実問題として十分ではない点もある。底上げできれば民間全体が潤う、潤えば先生もたくさん雇うことができる。そうすれば保育士も定着する。

《E委員》 財源ができればいいというのが現実である。ただ、お金をどうするかではなく、機能をどうするかという話だと思うので、機能として公立がやっていること、私立がやっていることを区別しながら話をしていけばいいのかなと思う。

《A委員》 財源が確保されるというのは安心につながる。

《D委員》 「あり方」にはいろんな側面があると思う。まず、民営化を進めるときにどういう条件をつけるかという議論があった。第2に、民営化されない公立保育所は今まででいいのか、何かやっていくのかということはあまり議論に出てきていない。第3に、これもあまり出てきていないのだが、吹田市の事務局の意向・検討事項としては、今回は5園の民営化だが、今後さらに進めていくかどうかとも公立保育所のあり方だと思う。5園がある程度スムーズに進めば、さらに進めていくのか、極論をすれば、公立保育所をなくしてもいいのか、どれくらい残すのかということもあり方としては考えられる。

もう1つは、子ども・子育て関連3法を視野に入れないといけないと思うが、個人的に言えばそこまで入れると議論が複雑になるかなと思う。幼稚園は幼稚園、保育所は保育所のことをそれぞれ議論しつつ、もう1つ上の段階で就学前保育・待機児童をどうするかという議論をやっていく必要があると思う。意見を言うことは大事だが、この場でそこまで考えるのは焦点が絞れないかなとも思う。

今後、焦点を絞り、懇談会の意味あい、落としどころの整理が必要である。

《座長》 子ども・子育て3法は骨子ができたので、内閣府かどこかで検討されたことが実際の場面に出てくる。骨子が出たことだけは押さえておかないといけない。

後ほど事務局にお願いするつもりなのだが、今日出た意見を分けていただき、焦点を絞ってまとめていただきたい。

《D委員》 公立保育所のあり方を少し違う視点から見ると、公立保育所の保育士は公務員として働いている。他市であったのだが、人事交流として公立保育所の保育士が役所の子育ての窓口・相談窓口に配置され、保育経験を活かして相談に応じる取り組みがあると聞いている。子育て相談の向上の観点から、吹田市としてはどのような取り組みをされているか。

《事務局》 子育て支援室において、現場の保育士の人事交流として1人を配置している。

《D委員》 公立保育所の役割にはそれがある。極論として、全部民営化されるとその機能が落ちてしまい、保育士の経験がない人が窓口に出ることになる。吹田市の子育て全体を考えた場合に公立保育所を残しておく必要があると思う。

《座長》 公立保育所のあり方の話であって、公立保育所をなくすという話ではない。All or Nothingではなく、公立保育所に持たせる機能の中身に対して意見を述べていく。

子育て支援では、市民が役所に来られ、手続きの間に子どもを預かる場所はあるか。

《事務局》 ない。

《座長》 これも子育て支援である。それをやっている行政はたくさんある。子育て支援は保育所だというだけでなく、市役所で手続きしている間だけでも2～3人保育士がいて、子どもの面倒をみるということも子育て支援である。

《C委員》 一時保育はどれくらい実施されているのか。

《事務局》 一時預かりは、公立保育所3園、夢つながり未来館のびのび子育てプラザ、私立保育所6園で実施している。

《C委員》 私が以前働いていた西宮の保育所では、一時保育が地域のお母さんの窓口になっていた。まずは子育て支援に参加され、園庭開放で保育所の良さを知っていただき、それから一時保育に申し込んでいただいた。

一時保育では、育児ノイローゼになりかけたお母さんのお子さんを預かり、1日預かっただけで育児ノイローゼが解消した方もいらっしゃった。また、どんな要求でも預かるというやり方をしていたので、お母さんのしんどさの解消につながっていた。

私がいた保育所の一時保育では1日の定員がだいたい20人である。西宮も待機児が多く解消できないでいるが、吹田市の一時保育の数を聞くとそんなに多くないなあという印象である。お母さんたちが預けて何かする、勉強や買い物、リフレッシュすることにつながると思う。民間でもやっけていただいているが、公立でもっと数があってもいいのではないか。公立だからこそできる制度ではないか。保育所を知るきっかけになっていいのではないか。

そういう役割を果たす事業だと思うので、広めていただきたいと思います。

《A委員》 私が保護者だった頃、地域子育て支援事業中に参観に行ったことがある。園庭には地域の子どもがたくさん来ているが、その間は保育園児たちは遊べない。先生は子どもたちをみてくださっているが、地域子育て支援事業で来ている子どもは無料で、自分たちは保育料を払っている。そこに愛情が注がれていないのではないかと議論になったことがある。

C委員のお話だと、公立保育所で違う事業をやろうとすると面積的な要件、人員の要件から広げざるを得ないのかなと思う。

《座長》 保育所がなぜ一時保育、子育て支援をするのか。単独施設でもいい。国が言ったからやらないといけないという流れの中で、保育所という場所があるから渡りに船でそこでやろうとなったのであり、保育士が汗をかいてきたという経緯はあると思う。

次回以降にも引き続くが、本日の懇談会から出た意見を踏まえて吹田市として検討していただきたい。

議題2 その他

《事務局》 次回懇談会の案件は、「今後の公立保育所のあり方について」を予定。開催日時は10月15日（月）19：00～21：00、会場は市役所本庁舎中層棟4階第4委員会室と説明。

※次回開催日時及び開催場所について、出席委員全員了承する。

以上